

- 定義:**

本契約: 買主の本注文並びに **Elkem** の注文承諾書、**Elkem** の一般販売条件および行動規範を意味する。 当事者が契約書に署名した場合は、当該契約書並びに **Elkem** の一般販売条件および **Elkem** の行動規範を意味する。
買主: 本契約に基づく本商品の買手。
買主製品: 本商品を利用した、買主の製品、商品、プロセスを意味する。
行動規範: **elkem.com** で公表されている **Elkem** のビジネスパートナー向け行動規範を意味する。
注文承諾書: 買主の本注文に対する **Elkem** の書面による承諾で、この一般販売条件もすべてその一部と見なされ、また注文内容の修正も含まれる。
納入: 納入場所での本商品の引き渡し。
納入日: 本契約で特定されている引き渡しの日付または期間。
納入場所: 本契約で特定されている引き渡しの場所。
紛争: 本契約に関連して、あるいは本契約の履行、有効性または法的強制力をめぐって生じた、紛争または申し立てを意味し、契約に基づかない紛争も含まれる。
Elkem/売主: 本注文を承諾した **Elkem** グループ事業体、または注文承諾書で特定される事業体。
不可抗力: 第 7 条で定義される不可抗力を意味する。**本商品:** 本契約に記載される **Elkem** の商品、製品またはサービスを意味する。
準拠法: 管轄地の法律。
管轄地: **Elkem** が法的に設立された国 (州、県、または同種の行政区を含む)。
一般販売条件: この一般販売条件を意味する。
ICC / ICC 仲裁規定: 国際商業会議所 (ICC) 仲裁規定。
インコタームズ: 別途合意がない限り、ICC の貿易取引条件の解釈の国際規則の最新版で定義された販売時点で一般的に適用されている貿易取引条件を意味する。
本利率: (i) 欧州中央銀行の一週間のもの市場介入金利 (MRO) に年間 8% を加えたもの、または (ii) 法律で認められる最高金利。
賠償責任: 本注文または本契約 (または本契約に従って供給される本商品) に起因するまたは関連して (契約、過失を含む不法行為、不実告知、補償義務、その他の事由に基づくものも含む)、発生するあらゆる種類の損失、損害、または責任を意味する。
本注文: 買主が **Elkem** から本商品を購入する際に、オンライン、E メール、電話などで注文を行うことを意味する。
梱包材: **Elkem** が買主に対して提供または貸与する本商品の保管、保護、取扱い、配送、および提示で使用される梱包材または資材を意味する。
本価格: 本契約で特定された本商品の価格 (付加価値税/税を除く)。
仕様: 商品の品質仕様。本契約に規定がない、本契約に添付されていない、または本契約に引用されたものとみなされる場合は、**Elkem** が特定または承諾した本商品の種類に対する最新の仕様とし、買主は **Elkem** に請求された仕様を **Elkem** から入手できるものとする。
- 当社との合意**
- 2.1** 買主の本注文により、買主は **Elkem** の見積りも (該当する場合)、この一般販売条件及び本仕様に従い、**Elkem** から本商品を購入することに同意したとみなされる。**Elkem** の注文承諾書により、**Elkem** は、この一般販売条件に規定された条件と、注文承諾書で承諾修正されたその他のあらゆる追加条件/規定に従い、買主の本注文に同意したとみなされる。
- 2.2** 本契約の条項間に抵触がある場合は、(iv) の優先順位に従うものとする。(i) 署名された本契約 (該当する場合) (ii) 注文承諾書 (iii) 一般販売条件 (行動規範、IV) 本注文。
- 2.3** 本契約は、対象事項に関する完全合意を構成する。以前に買主が含めることを目指していた表明、追加条件、または他の条件は、**Elkem** によって否定され、**Elkem** の正当な代表者による書面による明示的な同意がない限り、拘束力を持たない。
- 3. 本商品、本仕様、請求**
- 3.1** **Elkem** は、本商品が **Elkem** によって発送された時点で、本商品の品質が本仕様に従ったものであることを保証する。買主は、本仕様に対する要求と、特定の用途あるいは使途 (買主製品を含む) に対する本商品の適合性の判断について、単独で責任を負うものとする。本商品は、当事者が販売契約に合意した範囲内でのみ、第三者 (買主の関連会社/買主のグループ企業を除く) に対して販売が認められる。
- 3.2** 別途合意がない限り、本契約のすべての本商品の数量に、+/- 2% の許容誤差が適用される。納入物の数量がこの許容誤差内である場合、**Elkem** は本契約に違反したとはみなされない。ただし買主は、納入された数量に対してのみ支払いの義務を負う。
- 3.3** 買主は、本商品を受領した時点で商品の検査を行い、不当な遅延なく、また本商品を受け取ってから 30 日以内、または (受領と検査で瑕疵が明らかになっていなかった場合は) 瑕疵発見から 30 日以内の期間は、その証拠文書、情報とあわせて、**Elkem** に品質または数量についてのクレームを行うことができるが、この期間の経過後は、**Elkem** は買主に対して一切の責任を負わない。
- 4. 納入と危険負担**
- 4.1** 納入場所インコタームズが本契約で規定されていない場合は、納入は、**Elkem** が本商品を発送元の地点で運送人に引き渡しを行った時点で完了とみなされ、買主は危険負担が移転する。
- 4.2** 納入日は、別途定められない限り、**Elkem** が保証なしで提供する見込日とする。**Elkem** の故意の不正行為または重過失の場合で、かつ 8.2 項の規定が適用される場合を除き、買主は、納入の遅延を理由として、本商品の受領拒否、本契約の終了、または損害賠償請求を行う権利を有しない。
- 4.3** 本契約で複数回の納入が規定されている場合、または納入期間のみが指定され納入日ならびに納入数量が指定されていない場合、別段の合意がない限り、納入と数量は、納入範囲全体で均等に配分される。
- 5. 梱包材/包装**
- 5.1** 買主はその使用、処分、廃棄を含む、梱包材に関する適用法、規制、規則 (以下、「本規則」) を認識していることとみなされ、これに従うものとする。
- 5.2** 梱包材は本商品のみを使用することを目的とし、他の目的には使用しないものとする。
- 5.3** **Elkem** から買主に貸与された梱包材は **Elkem** の所有物であり、買主はその受取者とする。**Elkem** は、返却遅延、紛失、損傷、または破損した梱包材の交換または修理について、買主への賠償請求をすることができる。
- 5.4** **Elkem** が梱包材の所有権を買主に譲渡した交換、梱包材に対しては買主が責任を負い、梱包材の再利用の前に、買主は、**Elkem** のマーケティング、ロゴ、識別可能な標識をすべて削除する義務を負う。
- 5.5** **Elkem** は、買主が本条項のいずれかの部分に従うことを怠った場合、または所有権が買主に譲渡された後は、梱包材のあらゆる使用あるいは再利用に関して、買主または第三者に対し責任を負わないものとする。
- 6. 価格、支払い、税金**
- 6.1** 買主は、**Elkem** が本商品に適用される可能性のあるすべての輸入税もしくは関税の増額または新しい輸入税もしくは関税を **Elkem** に支払うものとする。
- 6.2** 買主は、請求された金額を、控除、保留、相殺を行うことなく期日までに支払う。紛争が存在する場合でも、請求された金額を買主が期日に支払う義務には影響しない。
- 6.3** 本契約に基づく複数の納入がある場合、各納入の価格 (およびその他の適用される費用) は、個別に請求された支払われる。ある納入に対する遅延または紛争があった場合であっても、買主は、他の支払を遅らせるまたは保留する権利は認められない。
- 6.4** 別途合意がない限り、請求書の期限は請求書の日付から 30 日後とする。支払いが遅れた場合、買主は **Elkem** から合理的な債務回収費用の請求を受ける。期日までに支払われなかった請求書は本利率での利息が発生する。
- 6.5** **Elkem** からの与信に対する申請書での買主の表明、保証および合意は、参照により本契約の一部となるものとする。与信条件は **Elkem** が単独の判断で変更する場合がある。
- 7. 不可抗力**
- 7.1** 不可抗力により、いずれかの当事者が義務 (支払い以外) の履行を妨げられたり、遅延が発生した場合、影響を受けた当事者は、他方の当事者に速やかに通知を行うものとし、影響を受ける当事者は契約に違反したとは見なされず、これによる不履行または遅延に対する法的責任は負わない。影響を受ける義務の履行時間は、不可抗力が終了するまで延長される。
- 7.2** 不可抗力とは、当事者が合理的に管理できない、天災、悪天候および自然災害、流行病、火事、爆発、停電の発生、テロ攻撃、サイバーテロ攻撃、戦争あるいは戦争の脅威、武力紛争、国内動乱あるいは暴動; 核物質、化学物質あるいは生物物質の汚染; 輸出入の制限、割り当て制限もしくは禁止、または **Elkem** への必要なライセンスあるいは **Elkem** への認可の不履行を含む政府または公機関による法律あるいは措置; **Elkem** の本商品、ブランドあるいは設備の輸送手段の中断あるいは停止; 労使争い、紛争行為、ストライク、労働争議またはロックアウト; また **Elkem** のサプライヤーもしくは下請け業者の不履行、あるいは **Elkem** の原材料取得不能を含み、かつこれらのみには限定されない事情を意味する。財政難または収益の損失は不可抗力とみなされない。
- 7.3** 不可抗力が 45 日以上継続する場合、一方の当事者は他方の当事者に対して責任を負うことなく本契約を終了させることができる。
- 8. 中止と終了**
- 8.1** **Elkem** は、以下のいずれかが発生した場合には、**Elkem** の他の権利と救済措置に影響を与えずに、本契約を直ちに中止または終了することができる。
 - 買主が期限内に請求書を支払わなかった場合。
 - 買主が **Elkem** による履行の提供を受理しない場合。
 - 本契約に買主による重大な違反があり、違反が修正可能である場合に違反の通知から 30 日以内に解決されない場合。
 - 買主の期日での支払い不能、管財人による管理、財産管理、清算、解散、もしくは倒産の手続きに入り、あるいは買主の債権者と清算の合意もしくは協定をなし、買主の事業の停止もしくはその脅威

- が発生し、または **Elkem** の合理的な判断に基づき買主に財政状態の重大な悪影響が発生したとみなせる場合。
- (e) Elkem** が、買主の第 9 項の違反があったと合理的に信じ、または今後発生するおそれがあると合理的に信じる場合。
- 8.2** **Elkem** が本商品の納入日から 45 日以内に本商品を納入できず、本商品がまだ発送されておらず、かつ不可抗力または買主の過失によるものではない場合、買主は唯一の救済手段としてその納入を取り消しできる。そのような場合、**Elkem** は商品を発送する必要はなく、買主は商品の受け取りまたは支払いを要求されない。第 11 項はあらゆる場合に適用される。
- 8.3** 本条項に準じた終了は、当事者の発生した権利および義務に影響しない。また、本契約で本契約の終了後も明示的/黙示的に効力を持つことを意図したすべての規定には影響を及ぼさない。
- 9. コンプライアンス**
- 9.1** 買主および **Elkem** は、本契約に関連して、**Elkem** の行動規範を含むがこれに限定されない、適用されるすべての法律、法律および規制および規範に従う。
- 9.2** 買主は、**Elkem** を以下のリスクに晒す可能性のある注文または行動 (本契約に関連するものであるか否かを問わず) をとらない; すなわち、**Elkem** が制裁をうけ、または制裁対象者、特別に指定された者、もしくは資産凍結のリストに掲載されること; 関連する制裁機関 (ノルウェー、国連、欧州連合、米国および英国を含むがこれに限定されない) に課される経済上の、貿易上の、もしくは財務上の制裁措置に違反すること、または、関連する制裁機関の調査を受けること。
- 10. 補償**
- 10.1** 買主は、(i) 第三者の知的財産権の実際の侵害、もしくは侵害の疑い、(ii) 買主の本製品の供給もしくは使用、もしくは(iii)本契約の条件の履行から生じる、またはこれらに関連する、すべての責任、費用、経費、損害および損失に対して **Elkem** を免責し賠償し防御する。
- 11. 責任の制限と排弁**
- 11.1** **ELKEM** の買主に対する最大限度の責任は (**ELKEM** の選択により) 不適合の本商品の交換または損害賠償請求の対価となる当該本商品の価格を超えない金額に限定される。
- 11.2** **ELKEM** は、懲罰的、特別の、間接的、または派生的な損害に関して、買主に対するあらゆる責任を特に排斥し、かつ、利益の損失、販売、ビジネスもしくはは契約の損失、予想される節約の損失、および費用の喪失または損害に関して、買主に対するあらゆる責任を特に排斥する。
- 11.3** 本契約において **ELKEM** が行う保証は、**ELKEM** の本商品に関する唯一の保証となる。 **ELKEM** は法律 (法令、慣習法もしくはその他) による黙示の条件、保証または条項 (それらは、**貿易慣習/実務による**; 取引過程による、**買主が黙し組み入れようとする**; **Elkem** の広告、ウェブサイト、パンフレット、カタログ、もしくは同様の情報源に基づき特定の目的のための市場性、品質あるいは適合性に関する、すべての保証もしくは条件を含むが、これらに限定されない)、を特に排斥する。
- 11.4** 第 8.2 項に基づき **ELKEM** の責任は、納品の遅延から生じる買主の直接的かつ文書化された費用に限定され、本第 11 項に従うものとする。
- 11.5** 本契約に別途明記されない限り、**ELKEM** に対する請求は、その原因の発生日から 30 日以内に、いかなる場合も納品後 12 か月以内に **ELKEM** に対して請求を行う必要があり、これを怠ると、その請求権は期間制限により行使できなくなる。
- 11.6** 本条項、一般販売条件または本契約は、本契約の準拠法と抵触して、賠償責任 (詐欺に対する責任、故意または過失により生じた死亡人身傷害に対する責任を含むがこれに限定されない) を制限しない。
- 12. 準拠法と仲裁**
- 12.1** 本契約または紛争は、上記で定義された管轄地の法律により準拠し、解釈される。
- 12.2** 管轄地が買主と **Elkem** 両者の会社設立地である場合、紛争は管轄地の管轄裁判所によって解決される。それ以外の場合、紛争は、ICC 規則に基づき仲裁に付託され、仲裁により最終的に解決される。ICC 規則は、参照によって本条項に組み込まれたとみなされる。書面による別段の合意がない限り、仲裁地は、管轄地の首都となる。使用言語は英語である。20 万米ドル以下の紛争については、ICC により仲裁人が 1 名指名され、両当事者は、**Elkem** が ICC の迅速処理手順が ICC 規則 30 (2) (b) に従って適用されることを選択することに同意する。20 万米ドルを超える紛争については、ICC 規則に従って仲裁人が 3 名任命される。
- 12.3** 国際物品売買に関する国際連合条約は適用されない。
- 13. その他の規定**
- 13.1** この一般販売条件または本契約の条項のいずれか、または本契約のものが無効、違法、または法的強制力がないと判断された場合、有効で合法で強制力のあるものとするために必要な最小限の範囲の修正または削除が行われたとみなされる。これは、本契約の残りの規定および条項の有効性および強制力に影響を及ぼさない。買主は、本契約を譲渡または転移することはできない。
- 13.2** 本契約は、買主および **Elkem** の文書による署名済みの合意によってのみ修正できる。
- 13.3** 権利の行使の不履行または遅延は権利放棄とはならない。
- 13.4** 買主または **Elkem** 以外の者が本契約の条件を執行したり、本契約に依拠することはできない。
- 13.5** 通知は書面で行うが、連絡先の詳細が本契約に規定されている場合は、電子メールでも送信できる。 **Elkem** は、発注者の連絡先情報を使用して、または発注者に記載されているおりに、買主に対して通知を送付する権利を有する。買主は、注文承諾書に記載された連絡先、あるいは **Elkem** により通知された連絡先を使用して **Elkem** に通知を送付する権利を有する。通知の受信者は、要求に応じて直ちに受領書を送付する。
- 14. 特別法域の規定**
- 14.1** 米国内の場合、規定された価格および条件は、いつでも **Elkem** によって、価格調整発効日より少なくとも 15 日前に **Elkem** から買主に書面で通知することにより、調整できる。買主は **Elkem** の通知日から 15 日以内に **Elkem** に書面で通知することにより、当該価格調整を拒否できる。価格調整が拒否された場合、**Elkem** および買主が書面で本商品の価格に合意するまで、**Elkem** は買主に対して本商品を販売または納入する義務を負わない。
- 14.2** 所有権留保: **Elkem** は、法律で許可されている場合、価格と関連費用が全額支払われるまで、すべての本商品の所有権を留保する。ただし、上述の第 4.1 項に定義されることあり、本商品の危険負担は、買主に納入時に移転する。支払いが遅れた場合、あるいはその一部が未払いのみである場合、**Elkem** は要求に応じて、納入された本商品がどこにあってもさらなる手続きをとることなく返却を要求する権利を留保する。買主の敷地内 (集積所、倉庫を含む) で保管された商品は、請求の対象となる。したがって、買主は、本条件の規定の行使を制限する権利を第三者に認めることはできず、特に買主は本商品に対し、負担を設定したり、売渡証を締結したり、または担保権を設定することはできない。 **Elkem** に商品を返品する費用はすべて買主が負担する。買主が所有権留保の対象となる本商品を売却する場合、**Elkem** に本商品の再取戻しを生じる顧客に対する請求権をすべて (**Elkem** による請求額を上限として) 譲渡し、買主は顧客に対してその譲渡を通知する。買主が本商品を紛失した場合は、保険会社またはそれに関連した他の第三者に対する請求権を **Elkem** に譲渡する。買主は受取者としての義務も遵守し、本商品を、自らの費用負担で、買主商品および第三者商品と分離し、適切に保管、保護し、その代替金額全額について付保し、**Elkem** の資産としての識別を施す。買主は、未払いであり買主によって保管されている本商品から包装またはラベルをはがすことはできない。本商品が他の製品に組み込まれる場合、**Elkem** は組み込まれた製品の共同所有者となる。 **Elkem** が組み込まれた製品に対する持分は、組込時点の価値で、当該製品に組み込まれた他の商品と、組み込まれた本商品の価値の比率によって決定される。上記規定は、本商品に対する全部または一部の支払いを怠ったことに対する損害賠償請求権を何ら損なうことはない。